

資料編

- 主な個別計画一覧表
- 策定経過
- 名寄市総合計画策定審議会・市民懇談会等の開催経過
- 名寄市総合計画策定審議会委員名簿
- アンケートなどによる市民要望
- 名寄市総合計画策定審議会条例
- 名寄市総合計画策定審議会条例施行規則
- 名寄市総合計画策定庁内委員会規程

主な個別計画一覧表

総合計画 基本目標	個別計画 計画の名称	策定年度	計画期間		策定に関する法令条例等	計画の目的等
			自	至		
基本目標 1 市民と行政との協働によるまちづくり (市民参画・健全財政)	名寄市情報化計画	平成19年度	平成20年度	平成28年度	電子自治体推進指針(国)	ICT技術の進展や市民ニーズに対応した新しい時代の電子自治体構築を推進することにより、市民生活の利便性がより向上されるよう、行政及び地域の情報化の将来展望や到達目標および具体的な施策等の情報化に関する計画を定める。
	名寄市男女共同参画推進計画	平成19年度	平成20年度	平成28年度	男女共同参画社会基本法 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	男女共同参画社会の実現のために意識の改革、あらゆる分野への男女共同参画の促進、働きやすい環境づくり、健康づくりと福祉の充実などの基本目標・基本方針を定め、各種施策の展開を図り男女共同参画を推進していくことを目的とする。
	新・名寄市行財政改革推進計画 (後期基本計画)	平成24年度	平成24年度	平成28年度	—	行財政改革の基本的な考え方、推進事項や項目と具体的方策、個別課題の推進計画などを定め、簡素で効率的な行政運営と健全な財政運営を図り、持続的で強固な行財政基盤を確立することを目的とする。
基本目標 2 安心して健やかに暮らせるまちづくり (保健・医療・福祉)	名寄市第5期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画	平成23年度	平成24年度	平成26年度	老人福祉法 介護保険法	高齢者の社会参加の促進、高齢者等が必要とする保健医療福祉サービスの提供体制の確保、支え合う地域社会づくりの推進、介護サービス等の質の確保など高齢者施策の基本目標及び基本方針を定め、目標実現のため各種施策の展開を図り高齢者が自立した日常生活を営むことを支援することを目的とする。
	次世代育成支援後期行動計画	平成21年度	平成22年度	平成26年度	次世代育成支援対策推進法	子どもたちが自然の恵みの中で、明るく元気にのびのびと育ち、市民が子育てに喜びや楽しみを持ち安心して子どもを生み育てることが出来る環境と、少子化、就労形態の多様化、地域コミュニティづくりを、家庭、保育施設、幼稚園、学校、地域、企業、行政など、それぞれに役割分担をし、社会全体で支えていくことを目的としている。
	名寄市健康増進計画 (健康なよる21)	平成19年度	平成20年度	平成24年度	健康増進法	全ての市民が生涯を通じて健康で、安心して、暮らせるよう、みんなで助け合いながら取り組む健康づくりを目的とする。
	第2次名寄市障がい者福祉計画	平成19年度	平成20年度	平成29年度	障害者基本法	障がいや障がい者に対する理解の促進、ライフステージに応じた施策の推進、住みよいまちづくりの推進を図るため総合的・計画的に施策や事業を推進することを目的とする。
	第3期名寄市障がい福祉実施計画	平成23年度	平成24年度	平成26年度	障害者自立支援法	名寄市障がい者福祉計画に基づき障がい福祉サービスの提供方策や提供体制を計画的に整備・推進することを目的とする。
	名寄市地域福祉計画	平成22～ 平成23年度	平成24年度	平成28年度	社会福祉法	総合計画に即して福祉分野の個別計画の共通理念や地域福祉を推進するための基本方針及び施策(福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、住民参加の促進など)を総合的に推進することを目的とする。

主な個別計画一覧表

総合計画 基本目標	個別計画 計画の名称	策定年度	計画期間		策定に関する法令条例等	計画の目的等
			自	至		
基本目標 3 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり(環境生活・都市基盤)	名寄市地域防災計画	平成18年度	—	—	災害対策基本法 名寄市防災会議条例	災害対策基本法の規定に基づき、名寄市防災会議が作成する計画で、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の災害対策を実施するに当たって必要な事項を定め、本市防災の万全を期することを目的とする。
	名寄市国民保護計画	平成18年度	—	—	国民保護法 名寄市国民保護協議会条例	国民保護法の規定に基づいて武力攻撃事態等における市民の保護のための措置を的確にかつ迅速に実施するために必要な事項を定める。
	名寄市交通安全計画	平成23年度	平成23年度	平成27年度	交通安全対策基本法	人命尊重を基本に名寄市の陸上における交通安全対策の総合的・長期的施策の大綱を定め、施策の総合的・計画的な推進を目的とする。
	名寄市一般廃棄物処理基本計画	平成18年度	平成19年度	平成24年度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ごみの排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の確保のため、長期的視野に立ったごみ処理の基本計画を策定。
	一般廃棄物処理広域化基本計画	平成24年度	平成24年度	平成35年度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ごみの排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の確保のため、長期的視野に立ったごみ処理の基本計画を広域市町村で策定し、その計画的な推進を図る。
	名寄市上水道事業第2期拡張計画	平成7年度	平成7年度	平成32年度	水道法	1. 給水区域の統合と拡張、浄水場、配水管網などの水道施設の拡充を図る。 2. サンプルダム事業に参画し、今後の安定した水量の供給を図る。
	名寄市公共下水道事業基本計画	平成21年度	平成21年度	平成28年度	下水道法	1. 管渠及び下水処理場の施設整備 2. 下水汚泥の有効利用促進 3. 経営の健全化と効率的な維持管理
	名寄市生活排水処理基本計画 (個別排水処理施設整備事業)	平成18年度	平成19年度	平成27年度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	農村部の生活環境の改善と公共水域の水質汚濁防止対策
	名寄市住宅マスタープラン (見直し)	平成19年度	平成20年度	平成29年度	北海道住生活基本計画	住宅政策の目標、基本的な方向、具体的な展開方向などを示し、住宅施策を総合的、計画的に推進することを目的とする。
	名寄都市計画マスタープラン	平成18～ 平成19年度	平成19年度	平成38年度	都市計画法	1. 住民参加による都市の将来像の具体的明示 2. 市町村の定める都市計画の指針

主な個別計画一覧表

総合計画 基本目標	個別計画 計画の名称	策定年度	計画期間		策定に関する法令条例等	計画の目的等
			自	至		
基本目標 4 創造力と活力にあふれたまちづくり (産業振興)	新名寄市農業・農村振興計画	平成18年度	平成19年度	平成28年度	名寄市農業農村振興条例 名寄市農業農村振興条例施行規則	農業・農村を取り巻く情勢の変化に対応していくため、今後の農業・農村の目指す姿(計画の目標)を定め、それを実現するために必要な施策を策定する。
	名寄市農業振興地域整備計画 (見直し)	平成23年度	—	—	農業振興地域の整備に関する法律	自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するため措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する。
	名寄市森林整備計画	平成24年度	平成24年度	平成33年度	森林法	森林保有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する基準等を定めているもので、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得て、林業関係者と一体となって関連施策を講ずることにより、適切な森林整備を推進する。
	名寄市観光振興計画	平成24年度	平成24年度	平成33年度	—	観光を始めビジネス、移住・定住などを目的とする交流も含めた交流人口の増加を図るため、4つの戦略目標を掲げ、様々な実証実験やアンケート調査結果の収集・分析を行い、実効性の高い戦略事業による地域活性化を図ることを目的とする。
基本目標 5 心豊かな人と文化を育むまちづくり (教育・文化・スポーツ)	名寄市小中学校適正配置計画	平成19年度	平成20年度	平成29年度	—	児童生徒数の減少に対応し、良好な教育環境を確保するための小中学校の適正な配置について計画的に推進することを目的とする。
	名寄市立小中学校施設整備計画	平成23年度	平成23年度	平成29年度	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	「小中学校適正配置計画」と連動して、昭和56年以前に建築された校舎・体育館等の耐震化及び老朽校舎等の改築・改修等の整備を行う。
	名寄市社会教育中期計画	平成19年度 平成24年度	平成20年度 平成25年度	平成24年度 平成29年度	—	市民の自発的意思に基づく社会教育活動を奨励、助長する。 生涯学習社会を実現するため、市民の要望する学習環境の整備・機会の充実など、社会教育行政が進めるべき役割を明らかにし、市民との協働によるまちづくりを進めていくことを目的とする。
	第2次名寄市子どもの読書活動推進計画	平成23年度	平成24年度	平成28年度	子どもの読書活動推進に関する法律	子どもがいつでもどこでも自主的に読書活動が行えるよう、子どもの成長に応じた読書のきっかけづくりや読書活動の習慣づけを図るとともに、読書を通じて人間力の向上や人間関係の形成に資することを目的とする。
	名寄市食育推進計画	平成19年度	平成20年度	平成24年度	食育基本法	食育の推進を通じて心身の健康増進と豊かな人間形成を図るため、基本理念や目標、基本的施策の展開などを定め、家庭や学校・保育所等、生産者、企業など食に関わるあらゆる関係機関・団体等が連携し食育を総合的・計画的に推進することを目的とする。

■策定経過

開催月日	会議等の名称	内容
平成22年12月1日	12月広報(全戸配布)・市のホームページ等で公募 ・名寄市総合計画策定審議会委員公募	▶平成22年12月22日まで15人公募
平成23年1月6日	第1回 庁内策定委員会	
平成23年2月1日	2月号広報別冊(全戸配布) ・新名寄市総合計画(第1次)後期計画討議資料	
平成23年2月1日	市民アンケート(2月号広報全戸配布)	▶2月1日～3月6日
平成23年2月21日	第1回 名寄市総合計画策定審議会	▶審議会委員の委嘱 ▶正副会長の選出 ▶市長からの諮問 ▶その他
平成23年2月21日	第1回 市民生活環境部会	▶正副部会長の選出 ▶前期計画の実績と課題
平成23年2月21日	第1回 保健医療福祉部会	〃
平成23年2月21日	第1回 都市基盤整備部会	〃
平成23年2月21日	第1回 産業経済部会	〃
平成23年2月21日	第1回 教育文化スポーツ部会	〃
平成23年3月28日	第2回 都市基盤整備部会	▶前期計画の点検
平成23年4月6日	第3回 都市基盤整備部会	〃
平成23年4月11日	第2回 市民生活環境部会	〃
平成23年4月13日	第2回 保健医療福祉部会	〃
平成23年4月21日	第2回 産業経済部会	〃
平成23年4月21日	第2回 教育文化スポーツ部会	〃
平成23年4月28日	第1回 総務部会	〃
平成23年5月17日	第3回 教育文化スポーツ部会	〃
平成23年5月20日	第2回 庁内策定委員会	
平成23年5月26日	第2回 総務部会	▶後期計画(素案)について
平成23年5月27日	第4回 都市基盤整備部会	〃
平成23年5月27日	第3回 産業経済部会	〃
平成23年5月30日	第3回 市民生活環境部会	〃
平成23年6月1日	第4回 教育文化スポーツ部会	〃
平成23年6月9日	市長との意見懇談会	▶転入者・福祉関係団体 13人 ▶経済関係団体 11人
平成23年6月13日	〃	▶文化・スポーツ・教育関係団体 10人
平成23年6月14日	〃	
平成23年6月17日	第3回 保健医療福祉部会	▶後期計画(素案)について
平成23年6月30日	第4回 保健医療福祉部会	〃
平成23年8月8日	市長ヒアリング	
平成23年8月9日	〃	
平成23年8月10日	〃	
平成23年9月26日	第3回 総務部会	▶後期計画(素案)について
平成23年9月28日	第5回 保健医療福祉部会	〃
平成23年9月28日	第4回 市民生活環境部会	〃
平成23年9月29日	第5回 都市基盤整備部会	〃
平成23年9月29日	第5回 教育文化スポーツ部会	〃
平成23年9月30日	第4回 産業経済部会	〃
平成23年10月5日	第3回 庁内策定委員会	
平成23年10月7日	第4回 総務部会	▶各専門部会審議事項について ▶各専門部会審議事項について ▶答申(案)について
平成23年10月18日	第2回 名寄市総合計画策定審議会	
平成23年10月20日	市長への答申	
平成23年10月21日	第4回 庁内策定委員会	
平成23年10月24日	市議会議員協議会	
平成23年10月25日	パブリックコメントにより意見募集開始	
平成23年10月25日～	まちづくり懇談会 合計10会場で開催	▶10/25・26・27・28 ▶11/1・7(2会場)・8・9・10
平成23年11月11日	市長ヒアリング	
平成23年11月17日	〃	
平成23年11月18日	〃	
平成23年11月24日	パブリックコメントによる意見募集終了	
平成23年11月28日	第5回 庁内策定委員会	

■名寄市総合計画策定審議会の開催・活動経過

- (1) 平成 23 年 2 月 21 日 第 1 回名寄市総合計画策定審議会
・委員の委嘱 65 名
- (2) 平成 23 年 10 月 18 日 第 2 回名寄市総合計画策定審議会
・新名寄市総合計画後期計画基本計画（案）について
・答申案について



(3) 各専門部会の開催状況

専門部会	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回
市民生活環境部会	2 月 21 日	4 月 11 日	5 月 30 日	9 月 28 日	
保健医療福祉部会	2 月 21 日	4 月 13 日	6 月 17 日	6 月 30 日	9 月 28 日
都市基盤整備部会	2 月 21 日	3 月 28 日	4 月 6 日	5 月 27 日	9 月 29 日
産業経済部会	2 月 21 日	4 月 21 日	5 月 27 日	9 月 30 日	
教育文化スポーツ部会	2 月 21 日	4 月 21 日	5 月 17 日	6 月 1 日	9 月 29 日
総務部会	4 月 28 日	5 月 26 日	9 月 26 日	10 月 7 日	

■市民懇談会等の開催経過

(1) 「市長との意見懇談会」の実施

- 実施期間 平成 23 年 6 月 9 日～6 月 14 日（3 回）
- 実施会場 名寄市役所名寄庁舎
- 参加団体 転入者・福祉関係団体 13 名（6 月 9 日）
経済関係団体 11 名（6 月 13 日）
文化スポーツ教育関係団体 10 名（6 月 14 日）



(2) 「まちづくり懇談会」の実施

- 実施期間 平成 23 年 10 月 25 日～11 月 10 日（10 回）
- 実施会場 名寄地区 6 会場、風連地区 4 会場
- 参加総数 240 人



(3) 「パブリック・コメント」の実施

- 実施期間 平成 23 年 10 月 25 日～11 月 24 日【31 日間】

名企企第 87 号

平成 23 年 2 月 21 日

名寄市総合計画策定審議会会長 様

名寄市長 加藤 剛士

新名寄市総合計画（第 1 次）後期計画の策定について（諮問）

地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化やグローバル化の進行、地域経済の低迷、地方分権の推進など大きく変化する中において、名寄市では自主的、自立的なまちづくりを進めるため、行政と市民との協働を基本として、総合計画に基づく計画的なまちづくりを進めてきました。

本市の総合計画は、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 カ年の計画として策定されていますが、時代の流れに伴う諸情勢の変化や新たな課題へ対応するために、基本計画、実施計画については平成 23 年度までの 5 カ年計画とされています。

このことから、市民との連携・協力を基本とした新名寄市総合計画（第 1 次計画）後期計画の策定にあたり、名寄市総合計画策定審議会条例（平成 18 年条例第 225 号）第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成 23 年 10 月 20 日

名寄市長 加藤 剛士 様

名寄市総合計画策定審議会

会長 長谷川 良雄

新名寄市総合計画（第 1 次）後期計画について（答申）

平成 23 年 2 月 21 日付け名企企第 87 号により諮問を受けた新名寄市総合計画（第 1 次）後期計画について、名寄市総合計画策定審議会条例（平成 18 年条例第 225 号）第 2 条の規定により、別紙のとおり答申します。

記

別紙

- 1 答申書
- 2 新名寄市総合計画（第 1 次）後期基本計画
- 3 新名寄市総合計画（第 1 次）後期基本計画資料

答 申

本審議会では、本年 2 月 21 日に「新名寄市総合計画（第 1 次）（以下「総合計画」という。）後期計画」について諮問を受け、審議を行ってきました。

審議の経過につきましては「総務部会」、「保健医療福祉部会」、「市民生活環境部会」、「都市基盤整備部会」、「産業経済部会」及び「教育文化スポーツ部会」の 6 つの専門部会を設け、それぞれ専門的な見地や市民としての観点から活発に審議を進め、総務部会での調整及び策定審議会における確認など、合わせて 29 回の会議を重ねてきました。

審議にあたっては、総合計画が平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 カ年の計画であり、諮問を受けた後期計画については、その後半 5 カ年の計画であることを踏まえ、前期計画の点検、情勢等の変化に伴う諸課題への対応を基本として、

「市民と行政との連携・協力によるまちづくり」、「総合計画基本構想に基づく継続性あるまちづくり」、「わかりやすさと実効性ある計画づくり」

の三つの視点で審議を進め、別紙のとおり「後期基本計画」をまとめましたので、答申いたします。

本市を取り巻く社会経済情勢は、国全体が人口減少社会を迎える中で、少子・高齢化の進行や経済のグローバル化、情報化社会の発展など、その変化のスピードは以前にも増して速まっており、長引く経済低迷や厳しい財政状況の下において、複雑・多様化する市民ニーズや地方分権に対応するためには、地域の自主性及び自立性を高めていくことが求められています。

このことから、今後の市政運営においては、市民と行政との連携・協力をより一層推進し、持続可能なまちづくりに取り組むとともに、東日本大震災に代表される社会経済情勢等の変化にも対応できるよう、進行管理における不断の点検と見直しをとおして、本答申の着実な実行と総合計画基本構想に掲げる将来像「自然の恵みが人と地域を育み 市民みんなで作る 心豊かな北のまち・名寄」の実現へ向け、一層の取組みを望みます。

以上

名寄市総合計画策定審議会委員名簿

◎審議会会長 ○審議会副会長（順不同、敬称略）

【任期：平成23年2月21日～平成23年10月20日】

<総務部会>

<市民生活環境部会>

<保健医療福祉部会>

No	氏名	摘要
1	長谷川 良 雄	会 長（部会長）
2	田 中 英 彰	副会長（副部会長）
3	藤 平 民 世	副会長（副部会長）
4	澤 田 忠 宏	市民生活環境部会
5	今 田 博 敏	〃
6	山 上 瞳	〃
7	西 守	保健医療福祉部会
8	藤 田 健 慈	〃
9	中 尾 朋 子	〃
10	菅 井 静 夫	都市基盤整備部会
11	氏 江 穰	〃
12	鷺 田 友 貴	〃
13	向 井 孝 夫	産業経済部会
14	寺 島 勝 之	〃
15	上 口 里 美	〃
16	檜 山 秀 明	教育文化スポーツ部会
17	宮 澤 好 輝	〃
18	稲 益 久仁子	〃

No	氏名	摘要
1	山 上 瞳	副部会長
2	佐 藤 ひとみ	
3	長谷川 良 雄	◎
4	櫻 庭 大	
5	和 田 英 則	
6	今 田 博 敏	副部会長
7	泉 谷 真由美	
8	澤 田 忠 宏	部 会 長
9	中 山 裕 司	
10	高 橋 直 樹	
11	根 木 實	
12	神 田 勇一郎	
13	小野寺 理 佳	

No	氏名	摘要
1	西 守	部 会 長
2	阿 部 克 憲	
3	尾 針 真智子	
4	藤 田 健 慈	副部会長
5	中 尾 朋 子	副部会長
6	川 田 哲 也	
7	杉 野 かおる	
8	熊 谷 洋	
9	柴 田 由美子	
10	斉 藤 崇	
11	阿 部 由香里	
12	上 西 靖 子	
13	瀬戸口 裕 二	

＜都市基盤環境部会＞

No	氏名	摘要
1	桑原洋志	
2	菅井静夫	部会長
3	高橋藤次	
4	鷺田友貴	副部会長
5	福井浩史	
6	得能あけみ	
7	佐藤操子	
8	氏江 穰	副部会長
9	酒井弘治	
10	松前 衛	
11	奥山省一	
12	大沼広明	
13	村本 徹	

＜産業経済部会＞

No	氏名	摘要
1	向井孝夫	部会長
2	今田正志	
3	田中英彰	○
4	上口里美	副部会長
5	竹部麻理	
6	中舘孝彰	
7	新井田絹代	
8	寺島勝之	副部会長
9	千々石奈穂美	
10	谷井好栄	
11	石田十羽完	
12	木賀義友	
13	清水池義治	

＜教育文化スポーツ部会＞

No	氏名	摘要
1	安澤 豊	
2	藤野修一	
3	宮澤好輝	副部会長
4	安達啓治	
5	工藤久美子	
6	藤平民世	○
7	室田弘二	
8	稲益久仁子	副部会長
9	檜山秀明	部会長
10	時田真理子	
11	伊藤有希	
12	大野洋子	
13	大坂祐二	

アンケートなどによる市民要望

I 調査の概要

(1) 調査目的

市民満足度の把握とまちづくりへの意見を求め、新名寄市総合計画後期計画の策定の基礎資料とするため、アンケートを実施しました。

(2) 調査時期

平成23年2月1日～平成23年3月6日

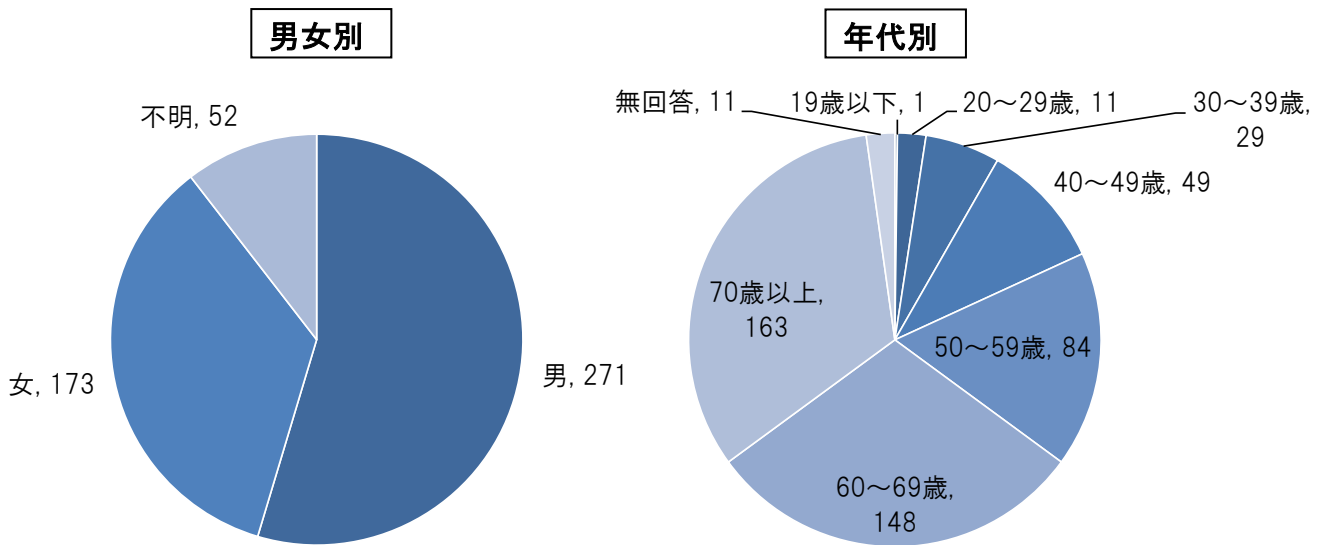
(3) 調査方法

名寄市広報2月号に併せ戸別にアンケート用紙を配布し、郵送により回収を行いました。

(4) 回答数

回答数 496件

回答年齢階層	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明	計
該当者数(人)	1	11	29	49	84	148	163	11	496



II 集計結果

(1) 調査項目

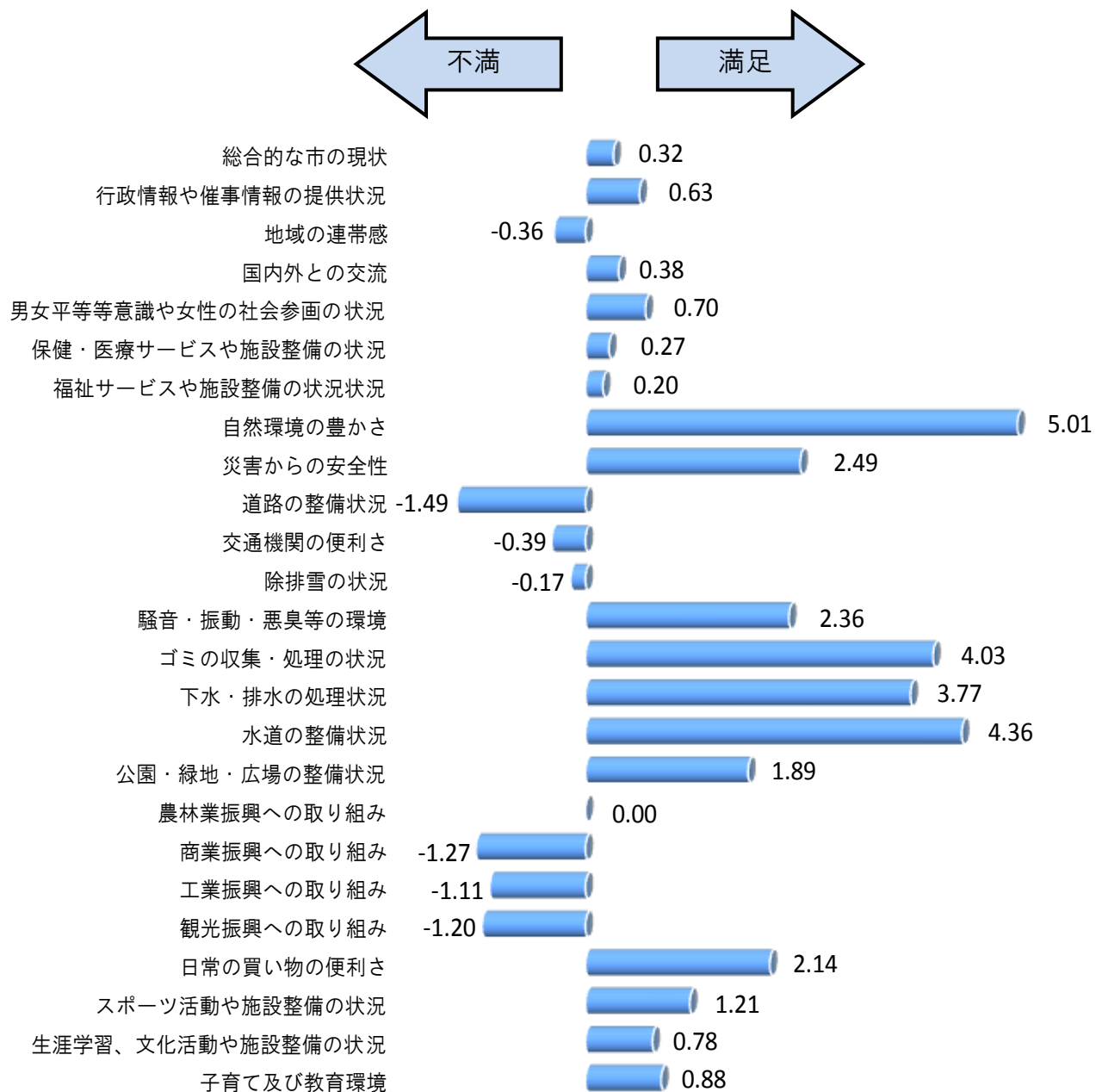
自然環境や生活基盤、福祉、教育など各分野にわたる24項目と、「総合的な市の現状」計25項目を設定し、項目ごとに「満足」、「やや満足」、「どちらともいえない」、「やや不満」、「不満」の5段階評価としました。

(2) 集計方法

満足10点、やや満足5点、どちらともいえない0点、やや不満-5点、不満-10点とし、項目毎に加重平均値による数値化で評価点を算出しました。

これにより評価点は10点を最高点、-10点を最低点とし、プラスの数値は満足の傾向を、マイナスの数値は不満の傾向を示しています。

(3) 集計結果（市民満足度）



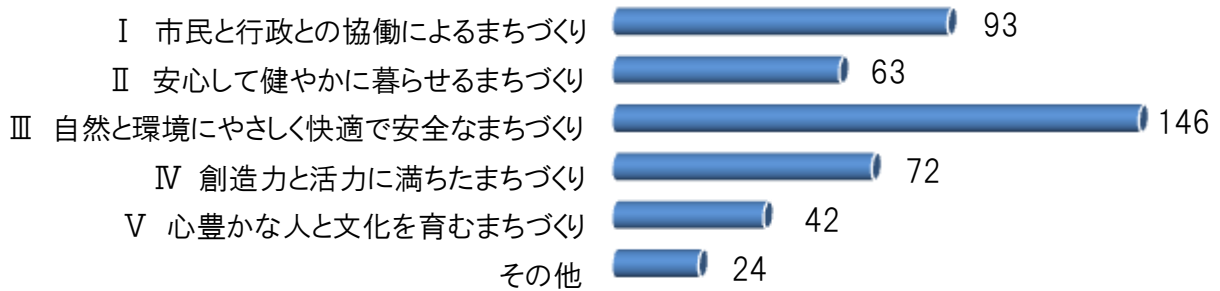
満足度評価は、「自然環境の豊かさ」（5.01点）が最も高く、次いで「水道の整備状況」（4.36点）、「ゴミの収集・処理の状況」（4.03点）、「下水・排水の処理状況」（3.77点）と続き、以下「災害からの安全性」（2.49点）、「騒音・振動・悪臭等の環境」（2.36点）、「日常の買い物の便利さ」（2.14点）の順となっています。

一方、満足度が最も低い項目は、「道路の整備状況」（-1.49点）となっており、次いで「商業振興への取り組み」（-1.27点）、「観光振興への取り組み」（-1.20点）などの順となっています。また、設定した24項目のうち、プラス評価となっている項目が16項目、0評価1項目、マイナス評価となっている項目が7項目にとどまり、「総合的な市の現状」は、0.32点とプラス評価になっています。

Ⅲ まちづくりへの意見等

まちづくりに対する意見(自由記述)は、総合計画の体系に基づき区分を行いました。

分野別ではⅠ市民と行政との協働によるまちづくり93件、Ⅱ安心して健やかに暮らせるまちづくり63件、Ⅲ自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり146件、Ⅳ創造力と活力に満ちたまちづくり72件、Ⅴ心豊かな人と文化を育むまちづくり42件、その他24件となっています。(分野重複意見含む)



名寄市総合計画策定審議会条例

平成18年6月5日
条例第225号

(設置)

第1条 名寄市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、名寄市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて総合計画について審議し、市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員100人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内関係団体の代表者
- (3) 市内に居住する者のうちから市長が公募した者

(任期)

第4条 委員の任期は、総合計画の答申をもって満了する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、原則として、これを公開する。

(専門部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会の会議は、原則として、これを公開する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名寄市総合計画策定審議会条例施行規則

平成18年7月26日
規則第211号

(趣旨)

第1条 この規則は、名寄市総合計画策定審議会条例（平成18年名寄市条例第225号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 名寄市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が審議会に諮り設置する。
- 3 専門部会は、その所掌に係る専門の事項及び審議会から付託された事項について調査審議する。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長2人を置き、部会員の互選によって定める。
- 5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 7 部会長は、専門部会の調整審議に係る経過を審議会に報告するものとする。
- 8 専門部会の会議は、部会長が招集する。
- 9 専門部会は、部会員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 10 専門部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

(合同専門部会)

第3条 会長は、必要に応じ、2以上の専門部会をもって合同専門部会を設置することができる。

(事務局の設置)

第4条 審議会に事務局を置く。

2 事務局は、市の機構をもって充てるものとし、事務局長は名寄庁舎担当副市長が担当する。

(事務局の組織)

第5条 事務局は、専門部会にあわせて機構を設け、所管事務に関連する各部局が、その事務を担当する。

- 2 前項の各部門に主幹及び副主幹を置く。
- 3 主幹は、主要担当部長職をもって充て、副主幹は、その他の部長職又は主要担当次長職をもって充てる。
- 4 各専門部会の会議の庶務は、主要担当部の次長又は主管課長が行う。

(所掌事務)

第6条 事務局は、審議会の運営の補助的な役割を担い、会長、部会長の指示により、会議の設営や記録、資料の提供及び構想、実施方策のまとめ等を行う。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画課において行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月26日規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

名寄市総合計画庁内策定委員会規程

平成18年7月26日

訓令第72号

(設置)

第1条 名寄市の総合計画を策定するため、庁内に名寄市総合計画庁内策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職員をもって充てる。

(1) 副市長及び教育長

(2) 名寄市事務分掌規則(平成18年名寄市規則第8号)

第2条の規定による各部、所の長及び名寄市立総合病院事務部長、名寄市立大学事務局長並びに他執行機関の部長及び事務局長

4 会長は、必要があると認めるときは、その都度臨時に委員を指名することができる。

(会長の職務)

第3条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 会長に事故があるときは、副市長又はあらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 策定委員会の会議は、会長が招集する。

(専門部会)

第5条 策定委員会の活動を補佐するため、次の専門部会を設ける。

総務部会、市民生活環境部会、保健医療福祉部会、教育文化スポーツ部会、産業経済部会、都市基盤整備部会

2 専門部会は、それぞれの専門部会の所掌事務に関連する各部局から市長が指名する職員で構成する。

3 専門部会に部会長を置き、市長が委員の中から、これを指名する。

4 部会長は、専門部会の調整審議に係る経過を策定委員会に報告するものとする。

5 専門部会委員は、会長の指示により随時策定委員会に出席し、意見を述べることができる。

各専門部会の会議の庶務は、主要担当部の次長又は主管課長が行う。

(合同専門部会)

第6条 会長は、必要に応じ、2以上の専門部会をもって合同専門部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の会議の庶務は、総務部企画課において行う。

附 則

この訓令は、平成18年7月26日から施行する。

附 則(平成19年3月23日訓令第20号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。